

平成24年度 第2回 四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 平成24年 7月17日（火曜日）午後2時～午後3時59分

場 所 四街道市役所 本館3階 第2委員会室

出席者 出席委員：酒井会長、青柳副会長、堀籠委員、木谷委員、荒木委員

欠席委員：なし

事務局：林総務課長、梶原総務課情報公開室長、遠藤副主査

実施機関：栗飯原自治振興課長、土屋主査

麻生総務部長：議事2（1）のみ出席

傍聴人 0人

会議次第

1 会長あいさつ

2 議事

(1) オンライン結合による外部提供について（答申）

(2) 本人以外からの個人情報の収集について（諮問）

(3) その他

3 その他

会議の内容

事務局：ただ今より、平成24年度第2回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

まず始めに、今回の会議の内容につきましては、

1. オンライン結合による外部提供について（答申）

2. 本人以外からの個人情報の収集について（諮問）

3. その他の1点目といたしまして、事務局より市政だよりの配布等の説明について

4. その他の2点目といたしまして、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第1号に規定をしている不服申立ての審議について

以上を予定しております。

それでは、これからの議事進行につきましては、酒井会長にお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

酒井会長：それでは、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたします。

ただ今の出席委員は5名全員です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項の規定により、出席者が全員でございますので、会議は成立いたします。また、会議の公開・非公開につきましては、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、会議次第 2 (3) その他の2点目である不服申立ての審議については非公開とさせていただきます。それ以外の内容については、公開とさせていただきます。

なお、本日の会議資料につきましては、「四街道市の審議会等の会議の公開に関する指針」により、傍聴人の閲覧に供するものとしたしますが、このうち会議次第については配布するものとしたします。なお、その他の資料（四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例、四街道市個人情報保護条例・答申様式・諮問様式（諮問における説明資料）・市政だより及び情報公開請求実績報告の写し）についても、個人情報に関する資料ではございませんし、かつ、経費等の関係で配布することが困難である資料でもございませんので、傍聴人に配布することといたしたいと存じますが、委員の皆様の意見をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、会議次第及び様式等の資料につきましては、傍聴人に配布することとしたします。

次に、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することになっておりますので、本審査会においても、「不服申立て」における非公開の部分以外につきましては、発言者名を明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様の意見をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、非公開の部分以外につきましては、発言者名を明記いたします。

事務局：それでは、会議次第 1 会長あいさつに入らせていただきます。それでは、酒井会長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

～会長あいさつ～

事務局：ありがとうございました。それでは、酒井会長、会議次第の2から議事進行を

お願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

酒井会長：それでは、会議次第 2 議事の（1）オンライン結合による外部提供について（答申）に移りたいと思います。先日、委員の皆様には事務局より答申（案）を送付させていただいたところでございます。

今回の諮問から答申（案）作成に至る審査の経過をご説明いたしますと、前回 4 月 24 日の審査会の際に実施機関（建築課）より「オンライン結合による外部提供について」の諮問が提出されました。実施機関（建築課）よりオンライン結合による説明及び今後のスケジュールの説明をしていただいた後、ご不明な点につきましては、委員の皆様より実施機関（建築課）に対し質疑がなされ、また、貴重なご意見等を承りました。

その後、今回のオンライン結合について、審査会といたしましては、四街道市個人情報保護条例第 10 条第 1 項に規定をしている「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるとき」に該当すると判断をいたしました。なお、補足意見といたしまして、個人情報保護の観点から、業務及び運用に当たっては個人情報保護の措置については十分な配慮をいただきたいということを審査会として申し上げることといたしました。以上の内容を踏まえまして、すでに委員の皆様には答申（案）をご覧いただいているところですが、改めてご意見等があればお伺いをいたします。委員の皆様、何かございますでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは委員の皆様よりご意見等が特になければ、この答申（案）で確定をいたします。原本を用意しますので、少々お待ちください。

～事務局で答申書（原本）の準備～

～総務部長入室～

～会長より総務部長に答申書送付～

～総務部長より御礼のあいさつ～

～総務部長退室～

酒井会長：それでは、会議次第 2 議事の(2)本人以外からの個人情報の収集について(諮問)でございます。これより担当課(自治振興課)より説明に移りたいと思いますが、委員の皆様、資料の方は揃っておりますでしょうか。

委員全員：～資料の確認～

酒井会長：それでは、担当課(自治振興課)の入室を許可いたします。

～実施機関職員 入室～

事務局：【担当課職員紹介】

なお、担当課(実施機関)による本人以外からの個人情報の収集について(諮問)についての説明及びこれに対する質疑応答につきましては、これより会長の進行で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

酒井会長：自治振興課におかれましては、本日、お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。担当課(自治振興課)の皆様には、前回4月24日の審査会におかれましてもご出席いただきまして、防犯カメラの設置に伴う今後のスケジュール等につきまして、ご説明をいただいておりますが、今回は、正式に防犯カメラの設置に伴う「本人以外からの個人情報の収集について(諮問)」の説明をしていただく予定であります。すでに審査会委員には書類を頂いておりますが、改めまして、今回情報公開・個人情報保護審査会に諮問をされる理由、内容及び今後のスケジュール等についてお考えを述べていただきたいと思います。座ったままで結構でございますので、よろしく願いいたします。

～実施機関より、防犯カメラの設置に伴う「本人以外からの個人情報の収集について」の諮問及び今後のスケジュールの説明～

酒井会長：ありがとうございました。ただいま、自治振興課より「本人以外からの個人情報の収集について」の諮問及び今後のスケジュールの説明がありましたが、何か質問等がありましたら委員の皆様お願いいたします。

酒井会長：画像の保存期間は1週間ということで、通常1週間経つと自動的に消えるのですか。

実施機関：上書き保存をしていきます。1日から録り始めましたら、7日の日までは録画

できますが、8日目の画像は、1日目の分を上書きをされます。

酒井会長：運用基準にある「ただし、犯罪防止等のため特に必要があるときは、その期間を延長することができる。」とありますが、これはどういう場合ですか。

実施機関：画像の画素数の設定によって、期間を延ばすことができます。今回私どもで考えているカメラでいきますと、フルハイビジョンで録ろうと思えば約24時間で次の上書きが始まります。今はミドルクラスで録る予定ですので、7日間から8日間録れます。それでどうしても捜査当局からの依頼があつて、この期間を延ばして欲しいというのであれば、最大で14日間くらいまでは延ばすことができます。その代わり画素数は粗くなります。

酒井会長：それはあらかじめ依頼があり設定を変えれば延びるのであって、後から言われても遅いということですよ。

実施機関：そうです。

酒井会長：運用基準の第3条第2項第2号の「画像は、安全に管理し、正確な内容を保つとともに、個人のプライバシーの保護のため適切な措置を講ずること。」とございますが、具体的にはどういうことですか。

実施機関：基本的にはモニタリングはいたしません。ある特定の端末を結ばない限りは、そこに映っているものを常時照らし合わせて見ることはできないので、まず監視用としてのモニタリングは行わないということです。それから画像そのものは30箇所のカメラを付けるのですが、それを1箇所にまとめてどこかで録画するという方式はとりません。高いところにあるカメラの中に全部記録していきます。

酒井会長：それぞれ個々のカメラの中ということですか。

実施機関：そうです。どこかで管理をして、その映像が入ったものを30箇所分盗まれるということはまずないです。必要な時に必要な時間帯を切りだすような感じで警察当局に資料提供をする形です。

青柳委員：必要な時の部分は、時間で区切りますか。

実施機関：時間で細かくは切れませんので、今の性能でいきますと、1日単位での切り出しは可能です。

荒木委員：そうしますとチップが入っていますので、防犯カメラ自体の安全性は大丈夫ですか。

実施機関：単純に言えば、高さ5メートルのところにカメラはありますので、そこを登るという考えでもない限りは、取り出すことはできませんし、そこを開けるということも困難でありますので、そこまでの手間をかけてそのものを盗む価値はないと思いますし、県の補助が始まって2年経ちますが、今までそのような事例は他市ではありません。

青柳委員：四街道市では本当に初めてですか。

実施機関：そうです。

青柳委員：これは一般の人が見てもここにあると分かるものですか。

実施機関：分かるような形にはなっております。運用基準の中に「防犯カメラ作動中」という資料がありますが、これが一番抑止力としては効果があります。犯罪を目的とする人間はその部分に必ず目が行きますので、これがあるとないとではかなり違いがあります。これが無かったらカメラで録ってもあまり意味がありません。

青柳委員：そこから逃れられるということはあるのですか。

実施機関：そこから逃れようとする場合、市内30箇所の主要幹線道路と支線にカメラを備えておけば、なかなか車やバイクで逃走のしようがなくなります。警察の狙いはそこにあります。防犯カメラで犯罪の現場をキャッチするというのは、非常に確率的には厳しいです。要は逃走経路を追えるということです。これで大体主要幹線道路を押さえておりますので、逃げても時間を追っていけばどこに行っただかというの分かります。高速で逃げてもナンバーだけは押さえられるカメラの性能にはなっております。

酒井会長：Nシステムと同じくらいですか。

実施機関：そうですね。Nシステムより若干悪いです。Nシステムはその後改造もできるので。若干劣りますけどそれに近いものです。

青柳委員：今まで設置されていなくて、今回設置せざるを得ない、かなり危険な状況になっているのですか。

実施機関：ひたたくり対策事業の補助の対象は、その地域で5年間に10件以上の発生があります。四街道一丁目等が該当しているので、今回対象になりました。ちなみに平成21年度につきましては、大日が7件・四街道一丁目2件の9件、平成22年度は大日が10件・四街道一丁目2件の12件、平成23年度は大日が2件・四街道一丁目5件の7件で、計28件となります。

荒木委員：市民からの設置要望が今後上がってくることはありますか。

実施機関：おっしゃるとおり、他の市町村の例を見ますとまず行政で補助金を受けて設置します。そうすると今度はうちの自治会で付きたいから市で補助をしてくれという話が必ず出てきます。大きな市町村はその後独自に市の方で予算を執って間接補助をするということで、この流れはどこでもあります。防犯意識の高い自治会は、自治会の入口・出口に必ずそういうことをやりたいと思います。これについては、今後市と警察との間でどういう考えを持って対応をするかということになると思います。

荒木委員：このような要望がたくさん出てきた時には、公平性を保つために順位の選定方法とかも加味した方がいいですかね。

実施機関：そうですね。もう1つは民間で付けるカメラですけど、行政が一定のガイドラインを示さないといけないのかなという部分があります。今回は、警察に対して最も効果的な設置箇所のリクエストを聞いております。そこで上がってきた30箇所なので、警察としても自分たちで持っている情報網にプラスしてこの30箇所である程度は押さえられるのではないかと考えております。

酒井会長：防犯カメラの設置場所は事前に市民に周知をするということで、ここに自治会長への説明とございますが、対象となる自治会は、この設置場所の自治会ということですか。

実施機関：そうです。

酒井会長：そこでの説明はどのような趣旨でされますか。

実施機関：他市と同様で隅々までという話になりますと、このようなものにつきまして、非常にアレルギーを持つ方もいらっしゃいますので、自治会の区長にこういった形でのご協力をお願いするという形になります。今回私どもは100%道路にしかカメラは向いておりませんので、ターゲットは車のナンバーになります。その次にオートバイに乗っている人、そして自転車で通っている人で、歩道を歩いている人は映らない形になりますので、たまたま自転車で通る人が映る可能性はありますが、その人を録ろうとして録っている訳ではありませんので、自治会長にはこのエリアに「防犯カメラ作動中」というのを付けますからカメラが道路を録りますよというご了解をいただきたいということでお願いをしようと考えております。

青柳委員：主にバイクか車でひったくりをするのですか。

実施機関：そうです。ほとんどがバイクになります。自転車に乗っている人をバイクが狙います。通常は、自転車に乗っていて後ろからバイクが来てバッグをひたたくられるということがほぼ100%その犯例になります。

堀籠委員：これは、千葉県のひったくり防止対策事業で予算化をされて動き始める訳ですが、併せて四街道市役所としても単独事業として20箇所想定しておりますが、ひったくり防止対策事業を見ますと目的は県警の防犯上の問題でございます。これは市役所の単独事業でもある訳なので、もしこういうものをセットしたならば、四街道市の本来の業務の中でも活用できるような事業というのはないのでしょうか。

実施機関：今回、私どもが警察と協議の上で設置するものにつきましては、あくまでも公道上の空間を映すものでございますので、これそのものを私どもで2次的に3次的に活用できるかというとなかなか難しいかなと考えます。もしやるとすればご記憶新しいと思いますが、ここ何日間か九州で大雨が降っておりまして、河川の定点カメラが映ったと思います。あのような防災上のものとして別のラインでやることは可能かと思いますが、この事業でこのようなものに乗せるというのは大変難しいかなと考えます。

堀籠委員：この事業で2分の1の補助が出るものとはもかくとして、そうではない市の単独事業というのは、そのような部分もありますので、もう少し幅を広げた形で



助成目的に照らし合わせていろいろ運用できるような市としての考えはなかったのかなと思います。

実施機関：定点カメラという部分では、それぞれのセクションにおいてそれなりに活用の考えがありますので、私どもの方でこれを庁内に広げてこれを使用しませんかという話は、今回の趣旨とは若干異なりますので、そこまでの考えは持ってありません。

酒井会長：警察から画像が欲しいという要請はどのような形で来ますか。

実施機関：運用基準に利用申請書と検索簿がありまして、警察からは利用申請書で利用目的・設置場所・番号・画像の時間を記載していただいて、画像を切り出して相手方に渡すというものです。

木谷委員：これは、捜査機関以外からは受け付けないということですか。

実施機関：その予定でおります。

木谷委員：個人がその場所で犯罪にあった場合に、民事訴訟を起こしたい時に受け付ける可能性はあるのですか。

実施機関：可能性があるとしたら、裁判所からの提出命令が来た時には、法的に対応をしなければいけないと思います。

木谷委員：機関名としては基本的に警察であって、その他としてはあくまで行政上の責務があった時に限るということでしょうか。

実施機関：そうです。

酒井会長：警察以外は受け付けないということが前提ということでしょうか。

実施機関：そうです。

青柳委員：警察に被害届を提出しないと駄目ということでしょうか。

実施機関：そうです。

木谷委員：開示の問題について、何月何日に私はこの地点で映りましたという方が、私の個人情報ということで見せてくださいと言った場合には、拒絶の理由としてどういう理由がありますか。

実施機関：〇〇さんの情報を録る目的は何もありませんし、また、録っている側は〇〇さんのことも知らない訳です。その人が映っているかどうかについても我々はモニタリングをしていないので分らないです。

堀籠委員：そうしますと、ここでストックされる資料は映像であって、行政文書ではないので、本人が映っているかどうかその画像ではオープンにはならない訳ですよ。

実施機関：そうです。

堀籠委員：そうしますと個人の立場で、もしかしたら映っているかもしれないから個人情報の開示要求をしたいということはありませんか。

実施機関：基本的にはあり得ないと思われます。あくまでも空間を録るものであり、その空間に人が通過したことすら我々は知りません。誰を録ったのか誰なのかというのも、その人を目的にターゲットにしてません。例えば荒木委員がたまたまそこを通ったからと言って、それが荒木委員かどうか分かりませんし、荒木委員を録ったつもりもありません。それを個人情報として集めているのかどうなのかとなりますと、それに応じる理由があるのかどうかということになります。画素数を上げれば個人の識別の判断はできないことはないですが、その人を判断し、特定するのは難しいということになります。

青柳委員：警察が利用申請をされる訳で、警察はその画像を見て捜査の対象とする訳ですよ。

実施機関：車やバイクのナンバーで判断をする訳です。人物では判断をできないので、ナンバーで判断をします。それは所有者を特定できるので、個人を特定できる十分な証拠になります。

青柳委員：個人が映る訳ではないのですね。

実施機関：たまたまそこに人が通れば映ってしまいます。

堀籠委員：諮問には、車両及び個人と書いてあります。

実施機関：個人が映らないとは限らないので、そのように明記しました。ターゲットは車両になります。

青柳委員：警察も車のナンバーとバイクのナンバーで特定しようということですか。

実施機関：そうです。

堀籠委員：そこに焦点がある訳ではないですけども、周りの客観的な環境条件を想定しながら、警察としては犯罪捜査の利用に供するという、その程度のものを期待しているということでしょうか。

実施機関：おっしゃるとおりです。

堀籠委員：よって、個人が指定されているということではないのですね。

実施機関：そうです。その人を録ろうと思って録っている訳ではありません。

堀籠委員：逆に言うと、開示請求の対象にはなり得ませんよという説明になりますか。

実施機関：そうですね。

木谷委員：基本的には、条・項のどこかに当てはまるので開示できないというのが望ましいと思います。

実施機関：松戸、市川、船橋、鎌ヶ谷、柏この東葛地域5市は同じ事業を行っておりますが、個々に確認をしたところそもそもが「個人情報の収集」を目的としている訳ではないので、このような審査会にもかけていないみたいです。

木谷委員：今言われたのは、1つの考えだと思われま。取得するのが個人情報であるという諮問がありますが、収集したものが個人情報ではないので開示しませんよと言えるのかどうかというのはあります。今言われたように場合によっては、首尾一貫するという意味で、これは道路を録っていて特定の個人の情報収集を目的としていないので、個人情報にはそもそも当たらないというのが1つの結論であると思えます。

堀籠委員：そうしますと、映像というのは行政文書の資料ではないということでしょうか。

実施機関：そうですね。そもそも8日目で上書きされてしまうので、1日目分というのは常に無くなっていくものです。

木谷委員：解釈上、主体的に集めたものが個人情報なのか、それとも主体的ではなく定点カメラに映っている情報も含めて個人情報なのかということの線引きだと思われます。

青柳委員：そこを通っている方が、カメラに入ってしまうとある方は見せて下さいという要求は出てくると思われます。

木谷委員：開示請求に対して、録っているのに不存在ということで回答をしてよろしいのかというのはあります。

酒井会長：もし行政文書として取り扱う場合には、不存在になってしまいますよね。

実施機関：そうですね。

酒井会長：他の市の場合は、諮問にしているところと諮問していないところがありますか。

実施機関：知る限りでは茂原市、市原市が諮問をされています。東葛地域の方はまとめて諮問をしていないと思われます。

堀籠委員：最近の新聞を見ますと、容疑者の足跡調査で駅を通ったか通らなかったか、ある場所を避けていたりという動きがありました。1週間過ぎると上書きされてしまうということは、全然無くなってしまうということでしょうか。

実施機関：無くなってしまいます。

堀籠委員：少し前の映像を見たい場合には、どうしますか。

実施機関：この前のオウム真理教の高橋容疑者の件について言えば、川崎市内を歩いている映像というのは、警察は翌日には持っていました。あの情報は出していないだけになります。あの街にある防犯カメラも私どもとほとんど同じものになりますので、大体7日から8日ぐらいで上書きをされています。その代わり

あの程度鮮明な映像で録れます。あのようなカメラは夜には非常に弱くて昼間によく見えます。警察としては、事件事案があったら翌日に請求をされに来ます。被害を届ける人間が何日後に来られるかによって変わってきますが、大体何かあったらその日若しくは翌日に警察に駆け込むと思われれます。警察は大体カメラがある場所を知っていますので、資料があることは分かっていると思われれます。そういう意味では、7日間というのは、決して期間が短いということはないと考えております。

堀籠委員：設置箇所についてですが、「ここにカメラがありますよ」ということを明示する必要があるのでと思います。

実施機関：これは警察の作戦でございまして、うちの方でカメラを置く場合には、「ここにカメラを置きますよ」ということでPRをしますが、警察の方は独自にカメラを仕込んであります。それはどこにあるかは言うておりません。あと民間で持っているカメラの位置と映る方向も全部警察は情報を持ってあります。よって警察も十分検討した上での30箇所ということになります。

青柳委員：抑止という視点でカメラを置くのですか。

実施機関：行政で備え付けるものの8割方は抑止になります。

青柳委員：予算は一式で結構かかるんですね。

実施機関：そうですね。安いものもありますが、そこそこのものは付けておかないといけないと思います。

酒井会長：他の市で「自分が映っているから見せてくれ」と言った事例はありますか。

実施機関：松戸市におきましては、市内に約100箇所設置しておりますが、昨年1年間では、警察からの照会がありますが個人からの請求はありません。ある程度防犯カメラにおける犯罪の効果が認知されていることが大きいと思います。

酒井会長：松戸市で設けたものについても四街道市と同様の目的でありますか。

実施機関：はい。今回の仕様についても松戸市と同様になります。

酒井会長：それでは、他に委員の皆様からのご質問がないようですので、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

～実施機関職員 退室～

酒井会長：それでは、今ご説明をいただきましたが、これを踏まえまして、市長からの諮問に対しまして、どういう形で答申をすればよろしいか委員の皆様にお伺いいたします。また、諮問そのものが個人情報保護条例の規定に該当するかどうかについてもお伺いをします。四街道市個人情報保護条例第7条第3項によりますと、「個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。」ということです。もし、「個人情報」に該当するとなると本人の同意はありませんので、第9号の適用になるかどうかと思われませんが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは本審査会としては、映像として車のナンバー等を映すのは「個人情報」を収集しているんだと捉えてよろしいでしょうか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：そうしますと、「個人情報」には該当することといたします。続きまして、今回の諮問が第7条第3項第9号に該当するかどうかになりますが、ここに規定をしている「当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき」が、何を意味するのかということですが、委員の皆様いかがでしょうか。

木谷委員：「事務の性質上やむを得ない」というのは、基本的には、目的達成のためには他に代替性もなくこれ以上手段というものが無いということだと考えます。

酒井会長：犯罪が発生した際には、これ以外に方法はないということですね。

青柳委員：中味については、公道の空間のみということですね。

堀籠委員：結局、容疑車両ナンバーの把握はできるけど、個人としての把握はなかなか画像だけからは断定的に特定するのは難しいということですね。

酒井会長：該当車両がこの経路を通過して逃げたという容疑者の行動を追跡するために、画像等を見るということであり、1箇所の画面を見て決定する場合もあるし、いろんな画面を見ながら決定する場合もあると思われます。

青柳委員：これについては、公道の空間の車とバイクのナンバーに限っているもので、常に監視されているという懸念はないのですかね。

堀籠委員：住民の立場で考えますと、1つの予算を投入してカメラをセットして、不利益を受ける恐れが無きにしてもあらずと考えますと、救済措置を設けて欲しいということになりますかね。

酒井会長：不利益を受ける恐れというのはどういう場合ですか。

堀籠委員：断定はできないけれども、不利益を被る恐れがあるので救済制度を設けてほしいという要望が出てくるのではないかと思います。

青柳委員：警察が間違っって車両の番号の請求をされた場合には心配になります。

堀籠委員：そういうケースもないことはない訳です。運用基準を用意されているので、そのような問題については網羅されていると思われます。ただ、個人情報の開示請求については、指摘すべきかあるいは制度的に要求するようなものではないのか審査会として整備する必要があると思います。

青柳委員：それと画像利用申請書は、警察から来たら100%開示をするのかなと思われます。

木谷委員：基本的には全部開示をする前提だと思われます。1週間しかないので判断する時間がないと思われます。

荒木委員：先ほどの話をお伺いしておりまして、私もそのように感じました。

木谷委員：実際に請求をできるのは警察になると思われます。個人が請求に来た場合には不存在になると思います。他の地域では請求の例がないということですが、どれくらいカメラの設置に対して抵抗があるかという個人差があると思われます。例えばいくら道路だけを映していても広角でどのくらい自宅が映っているかどうか確認したいということがあるかも知れません。よって、「なお、防犯

カメラの設置場所等については、特定の個人が継続的に映らないように十分配慮してください。」という意見を付ければ、やむを得ないと思われま

酒井会長：そうですね。犯罪抑止ということでは公益上の必要性は大きいです。個人情報保護については、公益上の観点から木谷委員がおっしゃったような形での注釈が必要であると思われま

青柳委員：（補助金により設置をする）10箇所というのは人通りの少ないところですかね。

酒井会長：これについては、狭い路地に付けるのではなくて、ひたたくり犯が車やバイクで近付いて後ろからひたたくりをした場合に逃げやすい経路でしょう。捜査という点に重点を置いているので、犯罪が発生した場合に追跡ができるよう、車が通過する幹線道路や行き来が激しいところに設置すると思われま

木谷委員：ひたたくられた方が、（犯人が）こちらからこちらに逃げましたよとおっしゃったら、当然この道路を使いますよということになりまして、その大きな道路にカメラが設置してあれば、前後の時間のナンバーや色から逃走経路が分かるということだと思いま

酒井会長：委員の皆様、他にご意見はございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：そうしますと、今回の諮問につきましては四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号に該当するというので、「本人以外からの個人情報の収集について」を認める方向で答申（案）としてまとめてよろしいでしょうか。なお、ただし書に置いて、個人情報の収集に当たっての審査会の意見は載せる余地はあると思いま

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、今回の諮問に対しては是とする判断でよろしいですか。

委員全員：～異議なし～



酒井会長：それでは、先ほどの木谷委員のご意見をただし書で付け加える形でまとめたいと思います。今回の諮問に対する答申（案）につきましては、今後事務局と調整をいたしまして、答申（案）を作成し、委員の皆様へ送付しますので、内容をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

～休憩～

酒井会長：それでは続きまして、会議次第 2 議事の（3）その他の1点目に入りたいと思います。まず事務局より説明を求めます。

事務局：【事務局から市政だよりの配布、インターネット上での実施状況の公開及び前回の審査会において事務局より説明をした「情報公開制度の実施状況及び個人情報取扱事務目録状況」の修正説明をし、修正後の「平成23年度情報公開制度等実施状況」を情報公開室へ配架してよろしいかどうかの確認】

酒井会長：ただ今、事務局から説明がありましたが何か質問等がございましたら委員の皆様お願いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、修正後の「平成23年度情報公開制度等実施状況」を公開して結構でございます。

事務局：どうもありがとうございました。

酒井会長：それでは続きまして、会議次第 2 議事の（3）その他の2点目に入りたいと思いますが、ここでは、不服申立ての審議に入りたいと思います。「会議開催のお知らせ」を皆様へ通知した後に、実施機関より諮問書の提出がございました関係で、今回は会議次第に内容を記載してございません。「その他」の項目の中で審議をすることといたしましたのでご了承ください。不服申立ての審議につきましては、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、非公開となります。

～これより非公開～

会長：それでは、事務局の説明を求めます。

事務局：【事務局から、「不服申立てに係る事務文書の流れ」の説明を資料に基づいて説明】

会長：ただいま、「不服申立てに係る事務文書の流れ」の説明がありましたが、今回の不服申立てに関しまして、委員の皆様にご意見を求めたいと思います。

会長：直近の例ですと、諮問書の提出から審査会の開催までどのくらいかかりましたか。

事務局：おおむね2か月になります。

会長：今後につきましては、手続を取っていく中で事務局よりご連絡をいただいてから、日程を決めたいと思います。

事務局：それでは、先ほどの事務の流れで手続は進めさせていただきます。

会長：それでは、会議次第の 3 その他でございますが、委員の皆様より何かご意見はございますか。

委員全員：～特になし～

事務局：～特になし～

会長：以上で本日の審査会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。